

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の相次ぐ改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれている後期高齢者医療制度も発足後2年目に入りましたが、この制度を「廃止せよ」の怒りの声はさらに広がっています。

施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険も、4月からの新たな介護認定基準の導入で、利用者の不安が一層広がっています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、国の悪政から住民のいのちと健康、暮らしを守る砦としての役割をはたしていくために、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】

【1】自治体の基本的あり方について

① 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

→医療・介護・福祉など社会保障施策を推進します。

② 各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

→事業の継続性が必要と判断されるものにつきましては、国に対し要望を行ってまいります。また、市町村の独自施策としての継続は、近隣市町村の動向などを参考とし、検討してまいります。

③ 税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください。

→包括的な条例を定める予定はありません。しかし、税負担の公平性を確保すること、税等徴収に対する市民の信頼を確保するため、個々の奨励金の条例や許可申請規制、資金融資要綱の中で、「滞納がないこと。」として、行政サービスの制限をしています。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

① 低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

→平成15年度より豊川市介護保険料の減免に関する要綱第2条第1号に従い執行しています。

②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

→国の低所得者対策に沿って実施しています。

③新基準による要介護認定について

ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。

→10月以降の認定方法の見直しの動向を注視してまいります。

イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。

→チラシを作成し、更新の受付時や認定調査のときに説明しています。

ウ. 認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。

→認定調査員や介護保険事業者への説明会を実施しています。

④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

→第4期介護保険事業計画に沿って整備してまいります。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

→保険者として提供可能な研修機会の充実を図ります。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

→配食サービスは週5回、昼食を実施しております。会食方式は考えておりません。

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

→御津、音羽地区で地域巡回バスを運行していますが、市全体での公共交通体系の整備については検討中です。

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

→市ではふれあいサロン等の立ち上げを支援しており、現在96ヶ所のふれあいサロンが設置されております。

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

→すべての要介護認定者を対象とすることは困難と考えております。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

→要介護1以上の方に、申請書を個別に送付しております。

2. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

→本市における高齢者医療の助成事業は、後期高齢者福祉医療制度と福祉給付金制度があります。一人暮らしでかつ住民税が非課税である高齢者を助成する福祉給付金については、既に愛知県では平成20年3月末(経過措置により同年7月末までは補助対象)で廃止されておりますが、本市では対象者を縮小することなく現在も継続して実施しております。

なお、後期高齢者医療対象者及び非課税世帯の医療費負担を無料にすることは考えておりま

せん。

②70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。

→1割分を市の単独負担とすることは財政上困難であると考えます。

③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

→後期高齢者医療制度の保険者は、愛知県後期高齢者医療広域連合であり事業全般の運営を行っているところです。従いまして、保険料の滞納者による短期証及び資格証につきましても、「愛知県後期高齢者医療短期被保険者証、愛知県後期高齢者医療被保険者資格証の交付等による要綱」にて交付するものであり、本市が単独で交付することはありません。

④後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

→本市の障害者医療費支給条例では、従来、老人保健法に伴う受給資格者は、福祉給付金制度による助成を受けられる対象者として適用除外としていました。これを受け、平成20年4月から開始された後期高齢者医療制度による被保険者についても、後期高齢者福祉医療制度により助成を受けられることから同様に適用除外としているものです。

⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。

→現在、肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設ける考えはありません。

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

→本市では、平成20年4月から子ども医療費の無料化を通院は小学校3年生(現物支給)、入院は中学校3年生(小学校4年生から償還払)まで実施しました。今年度は、通院の無料化を2学年拡大し、小学校5年生(現物支給)まで実施しております。今後につきましては、市長のマニフェスト工程計画により、通院の無料化を平成22年度には中学校1年生まで、翌23年度には、中学校3年生まで実施する予定です。

②妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。

→妊産婦の健康診査については、平成21年度から産前14回分を公費負担としています。また、里帰り出産等の県外での健康診査及び助産院での健康診査についても償還払いによる公費負担としております。今後の拡充については、近隣市町の実施状況を参考にしながら検討をしていきたい。

③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。

→現在、ヒブワクチンの接種費用を公費助成する考えはありません。

④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

→認定基準について、本市では生活保護基準の1.23倍以下の世帯までと定めています。申請の受付は、新規の場合は、「申請理由の確認」や「書類チェック」のために市教育委員会の窓口で、また、年度更新の申請は学校で行っております。しかし、家庭の事情等でやむを得ない場合は、学校や教育委員会、支所の窓口で受け付けるなど、様々な対応を行っています。

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

⇒一般会計からの繰り入れは、一般会計と国保会計の財政状況を判断し行っています。保険料については、当該年度に必要とする医療費の総額から、国・県・市の負担等となる金額を控除し、残った金額を被保険者に賦課しています。
なお、減免制度については、低所得者等に対して市独自の減免措置を設けております。

イ. 少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

⇒就学前の子どもに対しても、応益割である均等割の対象としています。少子化対策としての負担軽減については、医療機関における窓口負担の現物給付をしています。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

⇒世帯主等の土地及び家屋に係る固定資産税額の合計額が25万円以下で、市民税非課税世帯及び世帯主等の前年総所得金額が125万円以下の場合に減免を行っています。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

⇒世帯主等の前年所得の合計額が300万円未満で、当該年の所得が3割以上減少した場合を対象としています。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

⇒保険料の滞納は国民健康保険制度の維持、存続に重大な影響を及ぼしますので、今後とも適正に対応する必要があるものと考えますが、公費負担医療を受給などの要件に該当する場合には、資格証明書交付の対象外としています。また、義務教育終了前の子どもについては、全て保険証を交付しています。

イ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

⇒滞納額の3分の2以上を納付した場合には、正規の保険証を交付しています。

ウ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

⇒8月と2月の最終土・日曜日に納付相談日を設け、平日に時間の取れない納付義務者と面談を行うなど、保険料を払いきれない加入者の生活実態の把握に努めています。

③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。

⇒当該世帯の実収月額が基準生活費の115%を超え130%以下の場合に減額し、115%以下の場合に免除する規定を設けています。周知については市のホームページに掲載しており、相談があれば応じていきます。

5. 障がい者施策の充実について

①障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。

⇒利用料は、障害者自立支援法で月額負担上限額を設定しています。

②市町村が行っている地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料をなくして下さい。

⇒地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援・地域活動支援センター・訪問入浴サービス)の利用料と障害福祉サービスの利用料を合算した額について、障害福祉サービスの上限

負担額を上限額とすることで、利用者の利用負担軽減を図っています。

③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。

→ケアホーム・グループホームの初度備品費・敷金・礼金に係る補助基本額の1/4を上限として助成しています。

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

→特定健診については、集団健診においては自己負担金は無料となっています。また、がん検診及び歯周疾患検診の負担金については、現在と同額で考えています。

実施期間については、集団健診は、実施時期を分散することにより、受診の機会を増やしています。また、個別で行う検診についても5月から2月までと、より通年に近い形で実施しています。

②40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。

→40歳未満の健康診査は、集団健診において自己負担無料で実施しています。

③歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。

→歯周疾患検診については、国の基準に基づいて実施しております。負担金については、40歳・70歳については無料、50歳・60歳は400円で実施しています。実施期間についても、5月から2月まで実施しています。また、対象者には個別通知で受診勧奨を行い、受診率の向上に努めていきたい。

7. 生活保護について

①憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。

→生活保護申請の意思のある方には、法律上認められた保護の申請権を侵害しないように努めています。保護が必要な方には申請手続きの援助指導を行うことにより、速やかに申請を受け付け、生活保護費の速やかな支給に努めています。

②愛知県通知(2008年12月11日)に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。

→稼働能力が活用されていない方に対しては、現に急迫していると認められる場合、生活保護を適用しています。また、居住地の無い方に対しては市内の不動産業者に入居条件を確認するなど情報収集し、居住地の確保に努めています。

③そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

→就労支援員などの専門職員の配置を検討しています。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。

②後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

④義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費

助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充してください。

- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥社会保障費2200億円の削減方針を撤回してください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。
- ⑦障害者自立支援法を早急に廃止し、障害者総合福祉法を制定してください。
- ⑧介護保険サービス利用者としてされている、65歳以上の障害者および40歳以上の16特定疾病該当者のうち障害として認定されているものに対して、介護保険を優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、自己負担を1割負担に据え置くために、1割分を助成する医療費助成制度を設けてください。
- ④後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ⑤子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。
- ⑥国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑦精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑧障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

以上